

様式第1号（第4条関係）

富山市公共交通沿線住宅取得事業計画認定申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）富山市長

現住所を記載

申請者 住所 富山市〇〇町〇丁目

〇番〇〇号

氏名 富山太郎

印

富山市公共交通沿線住宅取得支援事業補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、富山市公共交通沿線住宅取得事業計画について、別紙のとおり認定を申請します。

別紙 1

提出図書一覧表（事業計画の認定申請に必要なとなる図書等）

提出図書等		内容	確認欄
別紙 2	誓約書	緑地の維持管理及び第 4 条第 4 項に掲げる要件に関する誓約書	○
別紙 3	富山市公共交通沿線住宅取得事業計画	事業計画の概要	○
別紙 4	公共交通沿線住宅・居住環境指針適合表	申請者確認欄、計画内容欄を記載	○
	添付図面等		
	付近見取り図	方位、道路及び目標となる建物等	○
	配置図（外構図）	方位、縮尺、寸法、敷地境界敷地に接する道路の位置及び幅員 植栽樹木の位置、種類、高さ、数量、緑化面積	○
	求積図・求積表	敷地面積、建築面積、床面積、 その他の求積図、求積表	○
	各階平面図	方位、縮尺、寸法、間取り	○
	立面図	最高の高さ、最高の軒の高さ	○

誓 約 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 富山市長

申請者住所 富山市〇〇町〇丁目

〇番〇〇号

氏名 富山 太郎

㊞

印

このたび、富山市公共交通沿線住宅取得支援事業補助金交付要綱第4条第1項に基づいて、事業計画を認定申請するにあたり、以下の事を誓約し、違背したときは理由の如何を問わず、認定及び交付決定についての取り消しを受け、当該補助金の返還を行うことを承諾いたします。

記

1. 「公共交通沿線居住環境指針（基本指針）」を遵守し、指針に規定された緑地を敷地内に確保します。
2. 上記の項で確保した緑地は、その状態を保持します。
3. 次の各号のいずれにも該当していないことを誓約します。
 - (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
 - (3) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

富山市公共交通沿線住宅取得事業計画

申請者 住 所 富山市〇〇町〇丁目
〇番〇〇号
氏 名 富山 太郎

1. 建築主等の概要

建 築 主 (申 請 者)	フリガナ	トミヤマ タロウ
	氏 名	富山 太郎
	現 住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 富山市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
	前 住 所 (既に申請物件に居住している場合)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 富山市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
	電 話 番 号	自宅 〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇 携帯 〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

2. 敷地の概要

地 名	地 番	富山市〇〇〇字〇〇 〇番〇〇	
敷 地 面 積	〇〇〇.〇〇 m ²		
緑化面積 (全 体)	〇〇.〇〇 m ²	〇〇.〇 %	
(うち接道部)	〇〇.〇〇 m ²	〇〇.〇 %	

3. 建築物の概要

住 宅 の 種 類	新築住宅		中古住宅 (年築)		
構 造 及 び 階 数	木造 地上 2階 地下 階				
最 高 の 高 さ	7.84m				
階 別 ・ 用 途 別 床 面 積		住宅部分	(カーポート)	()	合 計
	1階	72.80 m ²	28.44 m ²	m ²	101.24 m ²
	2階	44.36 m ²	m ²	m ²	44.36 m ²
	階	m ²	m ²	m ²	m ²
	合 計	117.16 m ²	28.44 m ²	m ²	145.60 m ²
工 事 期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日				

別紙 4

公共交通沿線住宅・居住環境指針適合表

1 公共交通沿線住宅指針適合表

■ 一戸建て住宅

内容	項目	指針	区分	確認欄	計画内容
(1)規模	ア敷地面積	(ア)敷地面積は 200 m ² 以上とすること。	遵守	合・否	263.52 m ² ≥ 200 m ²
	イ住戸専用面積	(ア)住戸専用面積は 100 m ² 以上とすること。	遵守	合・否	117.16 m ² ≥ 100 m ²
(2)安全性	ア耐震基準との適合	(ア)新築の場合 ・特に規定なし (イ)中古住宅を購入する場合 ・昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した建物 ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建物は、耐震改修工事が必要となる場合があります。	遵守	合・否	(ア)新築

2 公共交通沿線居住環境指針（基本指針）適合表

2-1 一戸建て住宅

内容	項目	指針	区分	確認欄	計画内容
(1)景観	ア敷地の緑化	(ア)緑化面積は敷地面積の 100 分の 10 以上を確保すること。 (イ)敷地面積の 100 分の 5 以上の緑化面積については、接道部などに重点を置いた配置とすること。 (ウ) 駐車スペースやアプローチ部分などにおいて、透水性舗装、保水性舗装及び芝ブロックで舗装された場所は、当該面積の 2 分の 1 の面積を (ア) 及び (イ) の緑化面積に算入することができる。 ただし、算入することができる面積は、(ア) 及び (イ) で必要とされる緑化面積の 2 分の 1 を限度とする。	遵守	合・否	(ア)0.0% >10% (イ)0.0% >5%